平成三十年度山口県警察官(女性)採用AI試験

平成三十年度山口県警察官

(第二回)

の実施……………………

兀

公公告

山

県営南河内地区中山間地域総合整備事業(竹安換地区)換地計画書の縦覧

大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

(商政課)五

(農村整備課) ……六

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正(会計課)…………………五 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(住宅課)………………………四

○人委公告

(男性) 採用(B)試験の実施・・・・・・・・・・・・・・・ | 一

報

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要

三

特定施設に関する事項

種類、

構造及び使用時間間隔等

県

目

次

平成 30年 7月6日 (金曜日)

山口県環境生活部環境政策課及び山口市環境部環境衛生課において公衆の縦覧に供す 評価に関する事項を記載した書面は、平成三十年七月六日から同月二十六日までの間、

づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前

、環境政策課) ……… 工場又は事業場の名称及び所在地 名称 氏名又は名称 申請者の氏名又は名称及び住所 平成三十年七月六日 山口市大内長野四四七番地 ホテルアルファーワン山口

株式会社ホテル・アルファーワン・ファシリティーズ

山口県知事

村

圌

嗣

政

山口市大内長野四四七番地

ロ六六の三一 (二二)基) 一六六の三― 六六の三ー 種 (四基) 類 能 九〇〇 力 構 $\widehat{\stackrel{\text{kg}}{=}}\underline{\underline{\pi}}$ 一平成三〇、二〇 二〇、二〇、 年予工 月 月 月 月 手 手 一平成三〇、三〇、 年予工 月 月 完成 日定成 | 平成三〇、 年予使 月 月 日 定 始 間使 用時間 断 連 続 続 用 時 り 一 使 当 間 用 た 四時間 時 0) 間 動季 の 概 要 変 変動なり 法

いう。 令第百八十八号)別表第一第六十六号の三の旅館業の用に供する洗濯施設及び入浴施設を 「六六の三ーロ」及び「六六の三ーハ」とは、 水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政

山口県告示第二百五十号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基

Щ

П

	No.1排		排		五排出	1	 合 并 処		種		(二)	合併処	種	四 (一) 活 新 水	備考	六六の三―	六六の三二	六六の二		種		(<u>)</u> ;#:
	水		水		水の汚	Į Ž	理 争 化				理施設	理浄化		種類、構物の処理を	(-) の表の	ハ	基ハ	八の三―ロ		類		出され
	П		П		染状能	ħ	曹		類		による	槽	類	造及び理施設	の備考は、				通	水 素		る汚水
		通	水素		窓の値及	処理後	処理前		項目		2処理前	製鉄筋コン	構	構造及び使用時間処理施設に関する	、この表	"	"	七	常	イ		小等の活
	七 -	常最大	イオン漕	排	排出水の汚染状態の値及び排出水の量			通常	水素イ		―――――――――――――――――――――――――――――――――――――	ンクリート	造	種類、構造及び使用時間間隔等汚水等の処理施設に関する事項	につい	"	"	八 五	菆	(水素指数)オン濃度	汚	排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量
2	九 五 ・ ・ 六 \ 八)度	出	水の量	"	七	最	(水素指数)	汚			能	寺	て準用する。			六~八	大通	化	水	が値及び
	_	通	化学的				八 五 · 六 · 八		数度	水	方 水 等				る。	"	"	七 五 五	常	学 的	八	び汚水
	五.	常最大	酸素貿要	水				通常	化学的	44	の汚染が	一五	田力					五.	最	酸素無要	等	等の量
	<u></u>	大	求量	の		五	<u> </u>	最	化学的酸素要求量	等	の汚水等の汚染状態の値並び	接	処			"	"	-00			0	
		通	浮遊			<u>-</u>	100	大通		の		触ば	理の						通	浮		
-	===	常最富	物	汚		====	1100	地常	浮遊	汚	に汚水等の	気	方式			"	"	五	常	遊物	汚	
	五〇		ラ質 量	染				最	/質	13	寺の量	連	間使 用						最	mg質	染	
_		通	大腸	7,14		五〇	五〇		<u>ℓ</u> 量	染		続	時隔間			"	"	<u> </u>		€量		
	, 000	常	大腸菌群数	状			00,000	通	大腸菌群数	状		=	の一						通	窒	状	
	0	通	窒	fale		000	ŏ					四時	使日 用当 時た			"	"		常最		態	
	\equiv	常		態		==0	四〇	通常	窒	態		問 変	間り							mg		
	пп	最加	ng 化素	の		0	0	最	/	の		動	概の変動の要の			"	"	五.	大通	<u>ℓ</u> 素	の	
+	四 〇	大通	ン糸 			四 〇	五〇	大通	^ℓ 素			なし	動要の								値	
	Ξ	常	米・b	値		三	七	常		値			年工事業			"	"	七	常最	燐% (
		最加	/				L	是	燐ッ mg			既	年 月 日			"	"	_		mg _ 		
	五		<u> </u>			五.	0		e i	<u> </u>								0	大通		ĵ	
		通	が出水の					通	作が等の) (((年 月 日							水等の一	S S	
-	八〇	常	日 业	i		"	八〇	常	<u>⊁</u> ₹	í							=======================================		常	出当た	í	
		最	排出水の一日当たりの量)				最	汚水等の一日当たりの量 (m)	<u>-</u>)		設)	年 月 日						最	汚水等の一日当たりの量(m)	b E	
	一 五 四	大	m			"	五 四	大	m	3			一			=	蓋	二	大	m	3	

山口県告示第二百五十一号

り、 救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定によ 次の病院を救急病院として認定した。

平成三十年七月六日

山口県知事

村

岡

嗣

政

地 認定が効力を有する期限

南記念病院社会医療法人同仁会周 下松市生野屋南一丁目一〇番一号 平成三三、

在

山口県告示第二百五十二号

安林を次のように指定する予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十五条の二第一項の規定により、 保

平成三十年七月六日

山口県知事 村 岡 嗣 政

五七の一、字水木原三〇五七の四、字交合台三〇五九の一、三〇五九の二 八八、字殿畑三〇五二の一、字城三〇五二の二、字植ケ迫三〇五二の三、字中岡三〇 五八〇の四、字打立五八八の二、五八八の三、字長谷五九六の二、五九六の六、字柿 ノ木五九六の五、字黒杭一六八四の一、三〇五六の三、三〇五六の四、字藤ケ浴一六 下関市豊北町大字田耕字赤水五七五の一、五七五の二、字三分ノ一 五八〇の三、

Щ

口

保安林予定森林の所在場所

水源の涵養

指定施業要件

- 立木の伐採の方法
- 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 下関市森林整備計画で定める標準
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関

五まで 保安林予定森林の所在場所 山口市阿東徳佐上字金地二三二から二三六まで、字江草二三七の六から二三七の二

指定の目的 土砂の流出の防備

几

指定施業要件

立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。 山口市阿東徳佐上字金地二三三から二三五まで・字江草二三七の七から二三七

2 の二五まで(以上二二筆について次の図に示す部分に限る。 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水

山口県告示第二百五十三号

路の区域を変更する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 次のとおり道

て一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成三十年七月六日から一月間山口県土木建築部道路整備課におい

平成三十年七月六日

山口県知事 村 岡 嗣

政

路 道路の種類 線 名 県道 益田阿武線

まで大字字の	市びです	市司大字字迫ノ谷八.地先から	市地市	字 小	区間
		新		IΒ	旧新別
最最 広狭	最広	最狭	最最 広狭	最最 広狭	敷(メ地
二一七十八六八	五 二 五 ○ 及 ○ 八 び ○	九 ・及・)八び五	四一七二 00	二 五七 ·· 〇五	への幅員
1 1111 1 • 111	一六〇・〇	一 六 八 及 び 七	一四六・七	五四三・八	(メートル) 長
	3	ダ ブ ル ウ ェ			備
		ウ エ イ			考

道路の種類

県

線名 光玖珂線

道路の区域

 \Box

完了による。道路改良工事の	八七〇・八	最灰 三〇・六	新	地市
	八七一・五	最疾 一五・〇	旧	先から岩国市玖珂町字勝根六七一九の一地
備考	(メートル) 長	(メートル)敷地の幅員	旧新別	区間

山

山口県告示第二百五十四号

路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

て一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成三十年七月六日から一月間山口県土木建築部道路整備課におい

平成三十年七月六日

山口県知事 村 岡 嗣 政

3

Ш
쁘
Н
県
工
台
汞
۸\ ۸\
第
_
=
三百
_
五十五
五十五

光県

玖

珂

線道

同市周東町下久原字文神田三六五の一地先まで岩国市玖珂町字勝根六七一九の一地先から

日 平成三十年七月七

路

線

名

供

用

開

始

0)

X

間

供用開始の期日

模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該 経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定によ 鵜の島県営住宅新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規

平成三十年七月六日

山口県知事 村 岡 嗣

政

鵜の島県営住宅新築工事

工事場所 宇部市鵜の島町六番地一二

工事の概要

構
造
延
ベ
面
積
戸
数

経営規模等入札参加資格

構成するものに限る。)とする。 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で

共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である

示(平成二十八年山口県告示第四百十号。以下「告示」という。)二の〇の規定 級であること。 により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告

定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。)を受けていること。 出資比率が三十五パーセント以上であること。 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第三条第六項に規

経営規模等入札参加資格の審査

同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類 共同企業体競争入札参加資格審查申請書等 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、)を提出しなければならない。 告示四の一に規定する共 (以下「申請書等」とい

- 共同企業体協定書の写し
- 総合評定値通知書の写し
- 特定建設業の許可通知書の写し

3

- 申請書等の提出方法

よるものは、受け付けない。 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信に

 (\equiv) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部住宅課 山口市滝町一番

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成三十年七月二十五日から同月三十日までの午前九時から午後四時三十分まで

(<u>F</u>i.) 平成三十年八月十六日までに発送する。 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

Щ

八七〇)にすること。 この審査についての問合せは、 山口県土木建築部住宅課(電話〇八三-九三三-三

金曜日

几

山口県告示第二百五十六号

平成30年7月6日 六十六号)の一部を次のように改正する。 口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示 (昭和四十一年山口県告示第四百

平成三十年七月六日

共同企業体の代表者の平成三十年七月五日までに国土交通大臣又は都道府県知事

山口県知事 村 岡 嗣 政

の表中 議雄 協会会長 松永 協会会長 松永 を 敏男 協会会長 藤井 山口南交通安全

に

を 支長 所門 支所市役所日置 市役所 二隅 四七三三 九一四の三 隅中

に、

総合支所長門市役所油谷 を

総合支所 長門市役所日置

九二六

日置上五

隅

五″

隅中一

支所市役所油谷

に、 志 会会長 松原忠 会会長 松原忠

を

沖浦出張所 久賀総合支所 九の一大字戸田九二 三四大字久賀五 11 11 11 11

を

真一 会会長 馬屋原 美祢交通安全協

に、

蒲野出張所 七〇四の一 一浦 11 11

久賀総合支所

三四大字久賀五一

" "

"

に改める。

(一五〇) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

とおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第五条第一項の規定により、 次の

おいて公衆の縦覧に供します。 同年十一月六日までの間、 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成三十年七月六日から 山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課に

平成三十年七月六日

山口県知事 村 圌 嗣 政

Ŧ.

大規模小売店舗の名称及び所在地 周南市川手二丁目七〇八 (仮称) ドラッグコスモス川手店

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代表者の氏名

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏 株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃

大規模小売店舗の新設をする日

株式会社コスモス薬品

福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号

字野

正晃

氏名又は

名 称

住

所

代表者の氏名

四

平成三十一年二月二十三日

大規模小売店舗内の店舗面積の合計 二二三平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(--)駐車場の収容台数 三四台

駐輪場の収容台数 二六台

口

 (\equiv)

荷さばき施設の面積

三七平方メートル

廃棄物等の保管施設の容量

山

(<u>DU</u>) 一二立方メートル

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

七

株式会社コスモス薬品 氏名又は名

開店時刻

午前九時

午後一〇時 閉店時刻

来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十時三十分まで

駐車場の自動車の出入口の数

(四) 午前零時から午後十二時まで 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

八 届出年月日

平成三十年六月二十二日

(一五一) 県営南河内地区中山間地域総合整備事業(竹安換地区) 換地計画書の縦覧

県営南河内地区中山間地域総合整備事業の施行に係る竹安換地区の換地計画を定めたの に供します。 土地改良法 同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、 (昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、 次のとおり縦覧

平成三十年七月六日

山口県知事

村

岡

嗣

政

換地計画書の写し

県営南河内地区中山間地域総合整備事業(竹安換地区) 縦覧に供する書類

縦覧の期間

平成三十年七月九日から同月三十日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課



公 告

平成三十年度山口県職員採用高校卒業程度試験の実施

-成三十年度山口県職員採用高校卒業程度試験を次のとおり実施します。

平成三十年七月六日

Щ \Box 県 人 事 委 員

会

試験職種、採用予定人員及び職務の概要 試験は、次の表のとおり行い、 一職種に限り受験できます。

事務	試験職種
二人程度	人採用予定
む。)における一般行政事務知事部局、教育庁、企業局等の各課及び出先機関(県立学	職務の概要
 校を含	

2

日時

試験職種に応じた必要な専門的知識及び技術について、択一式により行いま

試験職種別出題分野は、別表のとおりです。

平成三十年九月二十三日

(1)

事務、警察事務及び小・中学校事務

受験資格

だし、学校教育法 員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。)の卒業者又は平成三十 平成九年四月二日から平成十三年四月一日までに生まれた者が受験できます。 年三月三十一日までに卒業する見込みの者は、受験できません。 (昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委

1 日本の国籍を有しない者(電気及び小・中学校事務の試験職種にあっては、 就

律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法

3 なくなるまでの者 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが

口

県

山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

の他の団体を結成し、又はこれに加入した者 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党そ

Щ

試験の方法、

内容、日時及び場所

て行います。 試験は、第一次試験及び第二次試験とし、 第一次試験 方法及び内容 第二次試験は、

筆記試験による高等学校卒業程度の教養試験及び専門試験を次のとおり行

(1)

教養試験

いて、択一式により行います。 全試験職種に共通の問題で、 公務員として必要な一般的な知識及び知能につ

(2)専門試験(土木及び電気の試験職種に限る。)

(定期)

次のいずれかに該当する者は、受験できません。

3

場所

専門試 教養試験

験

午後一時から午後三時まで 午前十時から午後零時まで (2)

土木及び電気

教養試験 試験室入室

午前十時から午後零時まで

午前九時三十分まで

試験室入室

午前九時三十分まで

禁治産者 労可能な在留資格を有するものを除く。)

 (\Box) 1 第二次試験 方法及び内容

周 Ш 下

南

市 市 市

山口県周南総合庁舎 山口県立大学 下関市立大学

口 関

(1)

作文試験 表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

います。 人物について総合的に評定するため、 個別面接による試験及び適性検査を行

2 日時及び場所

(1)

第一次試験合格者につい

作文試験及び適性検査

場 所 平成三十年十月十三日(土曜日) 山口市小郡下郷三五六〇番地の一

山口県総合交通センター

(2) 口述試験

 \exists の間で山口県人事委員会が指定する日 平成三十年十月十五日(月曜日)から同月二十六日(金曜日)まで

山口市滝町一番一号

場

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

七

五.

報

几

次のとおりとします。

第一次試験及び第二次試験の配点については、 第一次試験

(___) 専門試験 教養試験

> 五〇点 五〇点

第二次試験 作文試験

口述試験等 一四〇点 六〇点

合格者の決定方法

 (\Box) (--)第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。 ただし、教養試験又は専門試験の得点が平均点の六割未満の場合は、不合格とな

づいて決定します。 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基

五点以下の場合は、 ただし、作文試験の得点が平均点の五割以下の場合又は口述試験等の得点が三十 不合格となります。

合格者の発表

県

 (\longrightarrow) 第一次試験合格者

口

エントランスホール掲示板に掲示するとともに、 最終合格者 平成三十年十月三日(水曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一 合格者に文書で通知します。 階

平成三十年十一月下旬とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントラ

ンスホール掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

 (\equiv)

試験の得点等の開示

山

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

員会に申し出てください の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の 合格者にあっては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委 試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験

t 合格から採用までの経路及び給与

ら各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちか

採用は、原則として平成三十一年四月一日に行われます。

給与は、各人の経歴によって異なりますが、一般の職員の場合は、月額十五万三

等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。 千九百円が支給されるほか、扶養手当、 住居手当、 通勤手当、 期末手当、勤勉手当

受験手続及び受付期間

受験申込書の請求

貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、 二十四センチメートルのもの)を必ず同封してください。 は、封筒の表に「高校卒業程度受験申込書請求」と朱書し、百二十円分の切手を 一号(郵便番号七五三-八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合 平成三十年七月六日 (金曜日) 以後に山口県人事委員会事務局 (山口市滝町一 横

なお、受験申込書は、県内の県民局にもあります。

受験の申込み

明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。 受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を

ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。 なお、郵送の場合は、封筒の表に「高校卒業程度受験申込書在中」と朱書し、 必

受験上の希望事項

ての希望事項がある者は、受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入してくださ 身体の障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際し

照してください。 員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領 なお、記入に当たっては、 山口県人事委員会事務局のホームページの 「山口県職 一を参

受付の期間及び時間

する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。 び土曜日並びに国民の祝日に関する法律 なお、 平成三十年七月六日 (金曜日) 郵送の場合は、平成三十年八月二十四日までの消印のあるものに限りま から同年八月二十四日(金曜日) (昭和二十三年法律第百七十八号)に規定 まで(日曜日及

(H.) インターネットを利用する方法による受験の申込み

インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間 1

平成三十年七月六日(金曜日)午前九時から同年八月十七日 (金曜日) 午後五

九

その他

別表

七四)

に問い合わせてください。

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話○八三−九三三−四四

電	土	試験
気	木	職種
技数 術学	社数会学基	
電物子理 回	盤物工理学	
[路報技術	情 土 大 大 大	出
信技機	施術工基礎	
電電子情基	構造力学	題
報礎	学	
技術電気機器	水理学	
雷	土質	分
力技術	力学	
電子	土木構	
計測制	構造設計	野
御電子	測量	

公 告

平成三十年度山口県警察官(男性) 採用A試験 第一 三回 の実施

平成三十年度山口県警察官 (男性) 採用A試験 第二 回 を次のとおり実施します。

平成三十年七月六日

Ш \Box 県 人 事 委 員

会

採用予定人員

口

击	_	
武道指導	般	区分
二人程度	十二人程度	採
		用
		予
		定
		人
		員

山

職務の概要

通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。 個人の生命、 身体及び財産の保護、犯罪の予防、 鎮圧及び捜査、 被疑者の逮捕、 交

三 受験資格

次の表の区分に応じた受験資格に該当する者が受験できます。

平成.	30年 7
_	区
般	分
業する見込みの者等し、以下「大学等」に規定する大学(山田和六十年四月二日以降	受
者 大学等」という。)の卒業者5 大学等」という。)の卒業者5 二日以降に生まれた男性で、当	験
有又は平成三十一年三 学校教育法(昭和二	資
二月三十一日までに卒ものを含み、短期大学	格

武道指導

2

|十一日までに卒業する見込みの者。ただし、次の資格要件のいずれかを有する者に限昭和六十年四月二日以降に生まれた男性で、大学等の卒業者又は平成三十一年三月三 ります 会又は全日本学生剣道優勝大会のいずれかに出場したものと、剣道の段位が三段以上の者で、全日本剣道選手権大会、全日本学生剣道選手権大会、全日本学生柔道優勝大会のいず手権大会、全日本学生柔道優勝大会又は全日本学生柔道体重別団体優勝大会のいず、柔道の段位が二段以上の者で、全日本柔道選手権大会、全日本学生柔道体重別選

次のいずれかに該当する者は、 受験できません。

 (\Box)

2

1

日本の国籍を有しない者

律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律 (平成十一年法

禁治産者

3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが

なくなるまでの者 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党そ

の他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4

試験の方法、内容、日時及び場所

几

て行います。 試験は、第一次試験及び第二次試験とし、 第二次試験は、 第一次試験合格者につい

第一次試験

1 方法及び内容

より、 警察官として必要な一般的な知識及び知能について、 大学卒業程度の教養試験を行います。 択一式による筆記試験に

2 日時

平成三十年九月十六日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

験 午前十時から午後零時三十分まで

3 場所

試

下 関 市 下関市立大学

山 \Box 山口県立大学

南 市市 山口県周南総合庁舎

(\Box) 第二次試験

1 方法及び内容

(1)論文試験

思考力、表現力、 構成力等について試験を行います。

報

(2) (3) あっては、個別面接)による試験並びに適性検査を行います。 口述試験等 人物について総合的に評定するため、

実技試験(武道指導に限る。 武道指導として必要な武道(柔道又は剣道)の技術及び技能を有するかどう

かについて実技試験を行います。

(4)

身体検査

いては、第一次試験の合格通知の際お知らせします。 なお、検査には、次のような基準があります。 山口県人事委員会が指定する公的医療機関等において検査します。 詳細につ

力 ے ع 両眼とも裸眼視力が○・六以上又は矯正視力が一・○以上である

視

色 力 職務の遂行に支障がないこと。 正常であること。

その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

反復横跳び なお、検査には、 力 次のような基準があります。 二〇秒間に四五回以上 左右の平均が四一キログラム以上

口

県

(5)

体力検査

上体起こし 三〇秒間に二一回以上

シャトルラン 四三回以上

節 運 動 正常であること。

山

[時及び場所

2

(1)

適性検査及び論文試験 H 平成三十年十月二十日(土曜日

山口県総合交通センター

(2) 体力検査

H 時 いずれかで、山口県人事委員会が指定する日 平成三十年十月二十一日 (日曜日) 又は同月二十二日 (月曜日)

0)

山口県警察学校

(3)口述試験及び実技試験

H 時 日)までの間で山口県人事委員会が指定する日 平成三十年十月二十二日(月曜日)から同年十一月二十五日 (<u>日</u>

曜

場 山口県警察学校

詳細については、 第一次試験の合格通知の際お知らせします。

Ŧī.

個別面接及び集団討論

(武道指導に

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

第一次試験

教養試験 五〇点

第二次試験

 (\Box)

論文試験 四〇点

実技試験 口述試験等 六〇点 一四〇点

体力検査 六〇点

合格者の決定方法

第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。 ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

づいて決定します。 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基

い場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく 点以下の場合、実技試験の得点が二十四点以下の場合、 ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、 身体検査の基準を満たさな 口述試験等の得点が三十五

七 合格者の発表

基準を下回る場合は、

不合格となります。

第一次試験合格者 平成三十年九月二十八日(金曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一

者に文書で通知します。 階のエントランスホール及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、

最終合格者

知します。 ンスホール及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通 平成三十年十二月上旬とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントラ

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

試験の得点等の開示

の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の 合格者にあっては最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員 試験の得点及び順位の開示は、 山口県人事委員会事務局において行うので、

合格から採用までの経路及び給与

会に申し出てください。

採用は、原則として平成三十一年四月一日に行われます。採用者は、

ら山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効で

合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちか

配置されます。 に任命され、山口県警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、 勤務箇所に 山口県巡査

給与は、原則として月額二十一万二千百円が支給されるほか、扶養手当、 通勤手当、 期末手当、 勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されま 住居手

九 受験手続及び受付期間

受験申込書の請求

報

貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横 は、封筒の表に「山口県警察官AI受験申込書請求」と朱書し、百二十円分の切手を 二十四センチメートルのもの)を必ず同封してください。 号(郵便番号七五三−八五○一))に請求してください。郵便で請求する場合 平成三十年七月六日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番

受験の申込み なお、受験申込書は、 山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。 必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。 なお、郵送の場合は、封筒の表に「山口県警察官AI受験申込書在中」と朱書し、 受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を

Щ

受験上の希望事項

ての希望事項がある者は、受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入してくださ 身体の障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際し

照してください。 員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参 なお、記入に当たっては、 山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職

受付の期間及び時間

び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定 平成三十年七月六日 (金曜日) から同年八月二十四日(金曜日)まで(日曜日及

> する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。 郵送の場合は、平成三十年八月二十四日までの消印のあるものに限りま

インターネットを利用する方法による受験の申込み

(<u>Fi.</u>)

1

インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

受験の申込みの受付期間及び受付時間

2 平成三十年七月六日(金曜日)午前九時から同年八月十七日

(金曜日)

午後五

+ その他

時まで

七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三-九三三-〇一一〇)に問い合 この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局 (電話〇八三-九三三-四

公 告

わせてください。

平成三十年度山口県警察官(男性)採用B試験の実施

平成三十年度山口県警察官 (男性) 採用B試験を次のとおり実施します。

平成三十年七月六日

Щ \Box 県 人事 委 員 会

募集都府県名及び採用予定人員

大阪 <i>府</i>	山口県	都 府 県 名
四人程度	四十八人程度	採用予定人員

通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。 個人の生命、

身体及び財産の保護、

犯罪の予防、

鎮圧及び捜査、

被疑者の逮捕、

交

職務の概要

三 受験資格

次の表の区分に応じた受験資格に該当する者が受験できます。

東京都 山口県 大阪府 都府県名 ている者を除く。)のを含み、短期大学を除く。以下「大学等」という。)の卒業者又は大学等に在籍しのを含み、短期大学を除く。以下「大学等」という。)の卒業者又は大学等に在籍し十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるもいる者を除く。) 大学等に在籍している者を除く。)昭和六十年四月二日から平成十三年四月一日までに生まれた者(大学等の卒業者又は昭和六十年四月二日から平成十三年四月一日までに生まれた者(大学等の卒業者又は 又は大学等に在籍している者を除く。)昭和五十八年九月十八日から平成十三年四月一日までに生まれた者(大学等の卒業者昭和五十八年九月十八日から平成十三年四月一日までに生まれた者(大学等の卒業者) 受 験 資 格

 $(\underline{})$ 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

日本の国籍を有しない者

2 禁治産者 律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法

3 なくなるまでの者 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが

しない者 志望する都府県において懲戒免職の処分を受け、 当該処分の日から二年を経過

の他の団体を結成し、又はこれに加入した者 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党そ

試験の方法、内容、日時及び場所

四

て行います。 試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、 第一次試験合格者につい

第一次試験

1 方法及び内容

より、高等学校卒業程度の教養試験を行います。 警察官として必要な一般的な知識及び知能について、 択一式による筆記試験に

2 日時

平成三十年九月十六日(日曜日

試験室入室 午前九時三十分まで

午前十時から午後零時まで

場所

3

山下 関 \Box 市 市 下関市立大学 山口県立大学

> 周 南 市 山口県周南総合庁舎

(____) 第二次試験

山口県の合格者については、次のとおり実施します。

なお、東京都及び大阪府の合格者については、当該都府から文書で通知されま

1 方法及び内容

作文試験

表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、 個別面接による試験及び適性検査を行

(3) 身体検査

いては、第一次試験の合格通知の際お知らせします。 山口県人事委員会が指定する公的医療機関等において検査します。詳細につ

なお、検査には、次のような基準があります。

力 両眼とも裸眼視力が○・六以上又は矯正視力が一・○以上である

色 職務の遂行に支障がないこと。

ے عے د

聴 力 正常であること。

職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査

その他

なお、検査には、 職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。 次のような基準があります。

反復横跳び 二〇秒間に四五回以上

力 左右の平均が四一キログラム以上

上体起こし 三〇秒間に二一回以上

シャトルラン 四三回以上

節 運動 正常であること。

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び作文試験

 \exists 平成三十年十月二十日(土曜日)

山口県総合交通センター

(2) 体力検査

 \exists

平成三十年十月二十一日 (日曜日)、 同月二十二日 (月曜日)

同

(定期)

五.

口県人事委員会が指定する日 月二十七日(土曜日)又は同月二十八日(日曜日)のいずれかで、

Щ

山口県警察学校

(3)口述試験

H 時 日)までの間で山口県人事委員会が指定する日 平成三十年十月二十九日 (月曜日) から同年十一月二十五日 (日曜

所 山口県警察学校

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします

第一次試験

山口県の第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

教養試験 五〇点

第二次試験

 (\Box)

作文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

合格者の決定方法

県

(--)第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

口

づいて決定します。 点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基 ただし、作文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五

に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、

不合格となりま

Щ

七 合格者の発表

第一次試験合格者

板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。 受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール及び山口県警察本部前の掲示 山口県の合格者については、平成三十年九月二十八日(金曜日)とし、 合格者の

都府から文書で通知されます。 なお、東京都及び大阪府の合格者については、平成三十年十一月上旬までに当該

(\Box) 最終合格者

山口県の合格者については、平成三十年十二月上旬とし、合格者の受験番号を山

とともに、合格者に文書で通知します。 口県庁本館棟一階のエントランスホール及び山口県警察本部前の掲示板に掲示する

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

おって、東京都及び大阪府の合格者については、平成三十一年二月上旬までに当

試験の得点等の開示

該都府から文書で通知されます。

を志望するものにあっては当該都府の最終合格者の発表日)以後、来所の上、 の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の 旨を山口県人事委員会に申し出てください。 合格者にあっては最終合格者の発表日、第一次試験の不合格者で東京都又は大阪府 試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、 試験

合格から採用までの経路及び給与

- 県の任命権者(警視総監又は警察本部長)が採用者を決定します。この名簿は、 則として一年間有効です。 合格者は、それぞれの都府県の採用候補者名簿に登載され、このうちから各都府1格から採用までの経路別で業生
- 置されます。 され、各都府県の警察学校に入校し、十月間の初任教養を受けた後、 採用は、原則として平成三十一年四月一日に行われます。採用者は、巡査に任命 勤務箇所に配
- 勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。 十七万九千百円が支給されるほか、扶養手当、 給与は、各都府県で多少の差はありますが、 住居手当、 山口県においては、 通勤手当、 原則として月 期末手当、 勤

受験手続及び受付期間

受験申込書の請求

貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、 は、封筒の表に「山口県警察官®受験申込書請求」と朱書し、百二十円分の切手を 一号(郵便番号七五三-八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合 平成三十年七月六日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局 (山口市滝町一番 横

二十四センチメートルのもの)を必ず同封してください。 なお、受験申込書は、 山口県内の警察署、 交番及び駐在所にもあります

受験の申込み

1 を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。 受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号

し、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。 郵送の場合は、封筒の表に「山口県警察官®受験申込書在中」と朱書

報

2 受験上の希望事項 口県を第二志望とすることはできません。 受験申込書には志望都府県名を第二志望まで記入できます。 志望できる都府県は、 山口県、 東京都及び大阪府の三都府県です。ただし、

ての希望事項がある者は、受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入してくださ 身体の障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際し

照してください。 員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参 なお、記入に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職

(四) 受付の期間及び時間

する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。 び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定 平成三十年七月六日(金曜日)から同年八月二十四日(金曜日)まで(日曜日及 なお、郵送の場合は、平成三十年八月二十四日までの消印のあるものに限りま

(H) インターネットを利用する方法による受験の申込み

県

インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

口

時まで 平成三十年七月六日(金曜日)午前九時から同年八月十七日 (金曜日) 午後五

+ その他

山

七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三-九三三-〇一一〇)に問い合 この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局 (電話〇八三-九三三-四四

わせてください。

公 告

平成三十年度山口県警察官(女性)採用A試験 (第二回) の実施

平成三十年度山口県警察官 (女性) 採用A試験 (第二回)を次のとおり実施します。

平成三十年七月六日

採用予定人員

Ш \Box 県 人 事 委 員 会

職務の概要

Щ

通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。 個人の生命、身体及び財産の保護、 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、 被疑者の逮捕、

交

三 受験資格

者が受験できます。 期大学を除く。)の卒業者又は平成三十一年三月三十一日までに卒業する見込みの 十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短 昭和六十年四月二日以降に生まれた女性で、学校教育法 (昭和) 一十二年法律第二

- 次のいずれかに該当する者は、 受験できません。
- 日本の国籍を有しない者

2

- 律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準 禁治産者 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが
- なくなるまでの者

山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

4

- 5 の他の団体を結成し、又はこれに加入した者 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党そ
- 几 試験の方法、 内容、日時及び場所

て行います。 試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者につい

第一次試験

1 方法及び内容

より、大学卒業程度の教養試験を行います。 警察官として必要な一般的な知識及び知能について、 択一式による筆記試験に

2

平成三十年九月十六日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

験 午前十時から午後零時三十分まで

3 場所

試

市 下関市立大学

下

口 関 山口県立大学

周 南 市市 山口県周南総合庁舎

(4)

体力検査

1 第二次試験

(1)方法及び内容 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

(2)口述試験等

に適性検査を行います。 人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験並び

身体検査

(3)

いては、第一次試験の合格通知の際お知らせします。 山口県人事委員会が指定する公的医療機関等において検査します。詳細につ

なお、検査には、次のような基準があります。

力 こと。 両眼とも裸眼視力が○・六以上又は矯正視力が一・○以上である

色 覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴

正常であること。

報

その他 力 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

反復横跳び なお、検査には、 次のような基準があります。 二〇秒間に四〇回以上

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

上体起こし 力 三〇秒間に一五回以上 左右の平均が二四キログラム以上

シャトルラン 二五回以上

Щ

節 運動 正常であること。

日時及び場所

(1) 適性検査及び論文試験

平成三十年十月二十日(土曜日

所 山口県総合交通センター

(2) 体力検査

日 時 平成三十年十月二十一日 いずれかで、山口県人事委員会が指定する日 (日曜日)又は同月二十二日

(月曜日)の

知します。

山口県警察学校

(3)口述試験

 \mathbb{H} 時 平成三十年十月二十二日(月曜日)から同年十一月二十五日

(日曜

日)までの間で山口県人事委員会が指定する日

場 山口県警察学校

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

Ŧī.

第一次試験及び第二次試験の配点については、 次のとおりとします。

第一次試験

教養試験 五〇点

第二次試験

論文試験 四〇点 口述試験等 一四〇点

合格者の決定方法

第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。 ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。 体力検査 六〇点

最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基

づいて決定します。 点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の一 ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、 口述試験等の得点が三十五 二項目以上が基準

に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、

不合格となりま

合格者の発表

第一次試験合格者

階のエントランスホール及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格 平成三十年九月二十八日(金曜日)とし、 合格者の受験番号を山口県庁本館棟一

者に文書で通知します。

ンスホール及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通 最終合格者 平成三十年十二月上旬とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントラ

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

試験の得点等の開示

合格者にあっては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委 の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の 試験の得点及び順位の開示は、 山口県人事委員会事務局において行うので、

合格から採用までの経路及び給与

合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちか

員会に申し出てください

ら山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効で 採用は、原則として平成三十一年四月一日に行われます。採用者は、

配置されます。 に任命され、山口県警察学校に入校し、 六月間の初任教養を受けた後、 勤務箇所に 山口県巡査

給与は、原則として月額二十一万二千百円が支給されるほか、扶養手当、住居手 通勤手当、 期末手当、 勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されま

九 受験手続及び受付期間

受験申込書の請求

貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横 一十四センチメートルのもの)を必ず同封してください。 号(郵便番号七五三-八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合 平成三十年七月六日 なお、受験申込書は、 封筒の表に「山口県警察官AI受験申込書請求」と朱書し、百二十円分の切手を (金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番 山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

受験の申込み 受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を

明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。 必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください なお、郵送の場合は、封筒の表に「山口県警察官AI受験申込書在中」と朱書し、

山

口

受験上の希望事項

ての希望事項がある者は、 身体の障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際し 受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入してくださ

照してください。 員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参 なお、記入に当たっては、 山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職

受付の期間及び時間

び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定 平成三十年七月六日 (金曜日) から同年八月二十四日(金曜日)まで(日曜日及

> する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。 郵送の場合は、平成三十年八月二十四日までの消印のあるものに限りま

(五) インターネットを利用する方法による受験の申込み

インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

1

受験の申込みの受付期間及び受付時間

2 平成三十年七月六日(金曜日)午前九時から同年八月十七日 (金曜日)

午後五

+ その他

時まで

七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三-九三三-〇一一〇)に問い合この話態の語綿については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三-九三三-四四 わせてください。 この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局

告

公

平成三十年度山口県警察官 (女性) 採用B試験の実施

平成三十年度山口県警察官 (女性) 採用®試験を次のとおり実施します。

平成三十年七月六日

Щ \square 県 人 事 委 員 会

採用予定人員

職務の概要 -人程度

通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。 個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、 被疑者の逮捕、

交

受験資格

いう。)の卒業者又は大学等に在籍している者は、受験できません。 す。ただし、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県 人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」と 昭和六十年四月二日から平成十三年四月一日までに生まれた女性が受験できま

次のいずれかに該当する者は、 受験できません。

日本の国籍を有しない者

2 律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法

2

禁治産者

3 なくなるまでの者 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが

日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党そ 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

試験の方法、内容、日時及び場所

の他の団体を結成し、又はこれに加入した者

兀

て行います。 試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者につい

第一次試験

方法及び内容 警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験に

より、高等学校卒業程度の教養試験を行います 日時

試験室入室 験 午前十時から午後零時まで 午前九時三十分まで

平成三十年九月十六日(日曜日

県

場所

3

Ш 南 \Box 市 市 山口県周南総合庁舎 山口県立大学

第二次試験

方法及び内容

Щ

 (\Box)

口

下

関

市

下関市立大学

作文試験 表現力、構成力等について試験を行います。

(1)

(2)

口述試験等 人物について総合的に評定するため、 個別面接による試験及び適性検査を行

(3) 身体検査

いては、第一次試験の合格通知の際お知らせします。 山口県人事委員会が指定する公的医療機関等において検査します。詳細につ

なお、検査には、次のような基準があります。

力 両眼とも裸眼視力が○・六以上又は矯正視力が一・○以上である

عے

色 覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴 力 正常であること。

その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査

なお、検査には、 職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。 次のような基準があります。

反復横跳び 二〇秒間に四〇回以上

左右の平均が二四キログラム以上

上体起こし 三〇秒間に一五回以上

シャトルラン 二五回以上

節運動 正常であること。

2 日時及び場所

(1)適性検査及び作文試験

日 平成三十年十月二十日(土曜日)

(2) 体力検査 場 時 平成三十年十月二十一日(日曜日)、同月二十二日(月曜日)、 山口県総合交通センター

 \exists

月二十七日(土曜日)又は同月二十八日

(日曜日) のいずれかで、

山同

口県人事委員会が指定する日

(3) 口述試験

場

山口県警察学校

 \exists 時 平成三十年十月二十九日 (月曜日) から同年十一月二十五日 日)までの間で山口県人事委員会が指定する日 日曜

山口県警察学校

詳細については、 第一次試験の合格通知の際お知らせします。

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

 (\longrightarrow) 第一次試験

Ŧ.

配点

教養試験 五〇点

(____) 第二次試験

作文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

合格者の決定方法

(--)づいて決定します。 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。 ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

点以下の場合、 に達しない場合若しくは ただし、作文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五 身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準 一項目でも著しく基準を下回る場合は、 不合格となりま

七 合格者の発表

(\longrightarrow) 第一次試験合格者

者に文書で通知します。 階のエントランスホール及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格 平成三十年九月二十八日(金曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟

最終合格者

知します。 ンスホール及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、 平成三十年十二月上旬とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントラ 合格者に文書で通

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(\equiv) 試験の得点等の開示

口

員会に申し出てください。 の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、 合格者にあっては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委 試験の得点及び順位の開示は、 山口県人事委員会事務局において行うので、試験 合格者の発表日 (第一次試験の

八 合格から採用までの経路及び給与

山

- ら山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、 合格者は、 山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちか 原則として一年間有効で
- 配置されます。 に任命され、山口県警察学校に入校し、十月間の初任教養を受けた後、 採用は、原則として平成三十一年四月一日に行われます。採用者は、 勤務箇所に 山口県巡査
- 当、通勤手当、 給与は、原則として月額十七万九千百円が支給されるほか、扶養手当、住居手 期末手当、 勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されま

受験手続及び受付期間

九

山山 口口県... 知県 事庁

発発

行行 人所

平成三十年七月六日発行平成三十年七月六日印刷

受験申込書の請求

二十四センチメートルのもの)を必ず同封してください。 貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、 は、封筒の表に「山口県警察官®受験申込書請求」と朱書し、百二十円分の切手を 一号(郵便番号七五三-八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合 平成三十年七月六日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局 (山口市滝町一番 横

なお、受験申込書は、 山口県内の警察署、 交番及び駐在所にもあります。

受験の申込み

明記の上、 受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を 山口県人事委員会事務局に提出してください

必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。 郵送の場合は、封筒の表に「山口県警察官®受験申込書在中」と朱書し、

受験上の希望事項

ての希望事項がある者は、 身体の障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際し 受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入してくださ

員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参 照してください。 なお、記入に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職

受付の期間及び時間

する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。 び土曜日並びに国民の祝日に関する法律 平成三十年七月六日 (金曜日) なお、郵送の場合は、平成三十年八月二十四日までの消印のあるものに限りま から同年八月二十四日(金曜日)まで(日曜日及 (昭和二十三年法律第百七十八号)に規定

インターネットを利用する方法による受験の申込み

(<u>F</u>i.)

- 1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。
- 2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

時まで 平成三十年七月六日(金曜日)午前九時から同年八月十七日 (金曜日)

+ その他

わせてください。 七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三-九三三-〇一一〇)に問い合 この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局 (電話〇八三-九三三-四